

# 情報館 ⑥ マイナポイント第2弾

マイナンバー制度に関すること:情報政策課 ☎382-9003 📠382-2219  
 マイナンバーカードの交付に関すること:戸籍住民課 ☎327-5056 📠382-7608

## マイナポイントは 令和4年9月末 までにマイナンバーカードの 申請をされた方が対象です



マイナポイントは、マイナンバーカードを使って申し込みを行い、選んだキャッシュレス決済事業者を通じて、国が付与するポイントです。現在、最大2万円分のポイントが付与されるマイナポイント第2弾を実施しています。マイナポイントの受け取りを希望する方は、お早めにマイナンバーカードの申請を行ってください。

対象者	付与ポイント	マイナポイント申込期間
① マイナンバーカードをお持ちの方 ※第1弾で5,000円分のポイントを受け取った方は除きます。 ※申し込み後、選択したキャッシュレス決済サービスで、チャージまたはお買い物が必要です。	第1弾と合わせて最大5,000円相当	令和5年 2月28日(火) まで
② マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申し込みを行った方	7,500円相当	
③ 公金受取口座の登録を行った方	7,500円相当	

ポイントを受け取るには、**9月30日(金)までに**マイナンバーカードの申請が必要です。



### マイナポイントの申し込みはこちら

マイナポイント事業ホームページ

📍 <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナンバーカードの健康保険証利用

・公金受取口座登録(マイナポータル)

📍 <https://myna.go.jp/html/index.html>

### マイナポイント申込支援窓口をご活用ください

市では、「申し込みの方法が分からない」「操作が難しい」など申し込みの支援が必要な方向けに、サポート窓口を開設しています。

と き 平日8時30分～17時15分

問合せ ☎327-6287

ところ 市役所本館1階 15番窓口の南側付近 ※必ず申込者本人がお越しください。

#### 用意するもの

- マイナンバーカード + 暗証番号(数字4ケタ)
- マイナポイントに対応したキャッシュレス決済サービス
- 本人名義の口座情報が分かるもの(公金受取口座の登録を行う場合)

※決済サービスの利用方法、利用可能な場所、ポイントの付与方法および時期など決済サービスに関することは、各キャッシュレス決済事業者にお問い合わせください。

### マイナンバーカードの申請について

マイナンバーカードを取得されていない方で、交付申請をしていない方を対象に、順次交付申請書の再送付を行っています。同封の案内を参考に、二次元コードをスマートフォンなどで読み取ることで、**オンラインでも簡単に申請ができます**。また、下記サポート窓口では、交付申請書がなくても申請を行うことができます。

#### マイナンバーカード交付申請のサポートを行っています

戸籍住民課15番窓口、または鈴鹿市マイナンバーカードセンターで、マイナンバーカードの交付申請サポート(顔写真撮影、申請書記載補助)を行っています。

※戸籍住民課15番窓口は、市役所本館1階で、平日8時30分から17時15分まで受け付けています。

#### 鈴鹿市マイナンバーカードセンター

と き 平日(水曜日を除く)10時～18時

第2・4・5土・日曜日:9時～17時

休業日 水曜日、第1・第3土曜日とその翌日

(日曜日)、祝日、年末年始

ところ 鈴鹿ハンター2階(算所2-5-1)

問合せ ☎382-1213

#### マイナンバーカード出張交付申請窓口を開設します

マイナンバーカードの出張窓口を開設します。申請した方に、総務省が作成したノベルティを配布します(数に限りあり)。

**対象** 市内に住居登録があり、マイナンバーカードを初めてつくる方

※市外に転出予定の方は、新住所地で申請してください。

と き 9月10日(土)・11日(日)11時～18時

ところ イオンモール鈴鹿(庄野羽山4-1-2)北コート 1階

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合があります。

次の書類を持って申請された方へは、後日、本人限定受取郵便でマイナンバーカードを送付します(市役所へ来庁せず、マイナンバーカードを受け取れます)。

#### 持ち物

- 通知カード(個人番号通知書)  二次元コード付き交付申請書(お持ちの方のみ)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)  本人確認書類Aの中から1点+Bの中から1点

A. 顔写真貼付のもので、最新の情報が記載されているもの  
(運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、在留カード、身体障害者手帳など)

B. 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの  
(健康保険証、介護保険証、各種年金証書、学生証など)

※いずれも有効期限内の原本に限ります。

※15歳未満の方や成年被後見人が申請される場合は、法定代理人(親権者、成年後見人)と一緒にお越しください。両者の本人確認が必要です(例 子:保険証+母子健康手帳、親権者:運転免許証)。

#### マイナンバーカード・マイナポイントの問合せ

国のマイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (9時30分～20時)

IP電話などでつながらない場合 ☎050-3516-0177

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応 ☎0570-028125

